



2010年3月16日

各位

会社名 株式会社 クレハ  
代表者名 代表取締役社長 岩崎 隆夫  
コード番号 4023 (東証・大証第一部)  
問合せ先 広報・IR部長 数井 明生  
(TEL 03-3249-4651)

## 当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、2007年6月27日開催の当社第94回定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただき、当社株式等の大規模買付行為への対応策（以下「現対応策」といいます。）を導入しておりますが、その有効期間は、2010年6月開催予定の当社第97回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現対応策導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みのひとつとして、更新の是非を含め、現対応策の在り方について引続き検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、本日開催いたしました当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を一部変更するとともに、本株主総会における当社株主の皆様のご承認を条件に、現対応策の内容を一部変更した上で更新することを決定しました（以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。）のでお知らせいたします。

本対応策を決定いたしました当社取締役会には、当社監査役全員が出席し、いずれも本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応策に賛成する旨の意見を述べております。

また、本日現在、当社取締役会が特定の第三者より当社株式等の大規模な買付行為等に関する具体的な提案を受けている事実はありません。なお、2009年9月30日現在の当社株式の状況は、別紙1のとおりです。

現対応策から本対応策への更新に当たっての主な変更点は以下のとおりですが、更新後の本対応策において現対応策の基本的な仕組みは変更しておりません。

- ①大規模買付ルールに基づいて大規模買付者に提供を求める本必要情報の内容について一部見直すとともに、大規模買付ルールに基づく手続きの迅速化を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の回答期限を設定し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合は、その期限を延長することができるものとしました。（「大規模買付ルール」は下記Ⅲ1.において、「大規模買付者」は下記Ⅲ2.において、「本必要情報」は下記Ⅲ4. (2)において、それぞれ定義しております。）
- ②当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該本必要情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、情報提供に係る交渉を打ち切り、取締役会評価期間を開始する場合があることとしました。（「取締役会評価期間」は下記Ⅲ4. (3)において定義しております。）
- ③大規模買付ルールが遵守されているにもかかわらず例外的に対抗措置をとる場合として列挙する種類の表現を明確化するために一部見直すとともに、当該大規模買付行為が、列挙する類型に形式的に該当するだけでなく、その結果として、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく

損なうと判断される場合に限られる旨を明記しました。（「大規模買付行為」は下記Ⅲ2.において定義しております。）

- ④大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、本必要情報の一部が提出されないことのみをもって、大規模買付ルールを遵守していないと認定することがない旨を明記しました。
- ⑤金融商品取引法施行、株券電子化等の関係法令の整備・変更に伴う所要の修正およびその他文言の整理等を行いました。

## I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

（会社法施行規則第118条第3号にいう、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社の株式は譲渡自由が基本であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものです。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えています。

当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付行為等や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

## II 基本方針の実現に資する取組み

当社では、中期経営計画とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでいます。以下に掲げるこれらの取組みは、今般決定しました上記Iの基本方針の実現に資するものと考えています。

### 1. 「新中期経営計画GROW GLOBALLY」による企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

当社は、1944年の創業以来、当社株主はもとより、取引先、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、機能製品事業、化学製品事業、樹脂製品事業、その他の事業をグループ会社と共に展開しています。現在当社では、「中期経営計画 GROW GLOBALLY」（2008年度～2012年度）を策定し、これに定められた事業戦略を機動的に実行し、グローバル展開による既存事業の推進、新規事業の着実な育成を通して、企業価値・株主共同の利益の向上を重視した経営を行っています。

当社は、この「中期経営計画 GROW GLOBALLY」において、CSR（企業の社会的責任）の考え方に基づいた事業運営を行っています。CSR の考え方を「地球環境や人々の暮らしに有益なソリューションの提供」、「持続的成長をもたらす改革と事業拡大による経済的価値の向上」および「成長の原動力となる人財の育成・確保およびコンプライアンスと安全を重視した企業体質の確立」とし、これらの向上を通してその価値の総和である企業価値・株主共同の利益を向上させ、“エクセレント・カンパニー”を目指して運営してまいります。

## 2. 「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社は、「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」を通じて、グループ会社と共に企業価値・株主共同の利益の向上を実現させていきたいと考えています。

具体的な取組みとしては、次の施策を実施しています。

### (1)経営機構改革

2007年4月より当社は、経営を取り巻く環境の変化に合わせ、より強固なグループ経営管理体制を構築し、コーポレート・ガバナンスを確立することを目的として、経営における監督責任と執行責任を明確にするため、執行役員制度を導入しました。これによって、取締役の役割を「執行」から「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を行うことにより、業務執行上の意思決定の迅速化を図っています。

当社取締役会は現在、取締役会長1名、社外取締役（非常勤）2名、代表取締役社長1名および取締役兼執行役員6名の合計10名の構成となっており、本株主総会においても同様の構成となる予定です。

また、監査役会は常勤監査役3名（うち社外監査役1名）および非常勤の社外監査役1名の合計4名で構成され、各監査役は、今後とも、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類を閲覧することを含め、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行っています。

なお、上記の社外取締役および社外監査役はいずれも、東京証券取引所および大阪証券取引所が定める独立役員要件を充たしています。

### (2)内部統制システム

当社は、内部統制システムについての具体的な取組みとして、「クレハ・グループ倫理憲章」および「コンプライアンス規程」を定め、関係法令の遵守のみに留まらず社会的規範に則って行動することを目指し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成すべく、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会の下、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、環境保全、保安防災、労働安全・衛生、製品安全および品質保証などの質の向上を目指したレスポンシブル・ケア活動を実施しています。

## Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本対応策の目的

当社取締役会は、上記Ⅰ. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組みとして、大規模な買付行為等が行われる場

合に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切に判断いただけるように、下記Ⅲ. 4に記載する事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することにより、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模な買付行為等や買付提案を評価・検討する時間を確保し、当社株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、本株主総会における当社株主の皆様のご承認を条件に、現対応策の内容を一部変更した上で、本対応策として更新することを決定いたしました。

## 2. 本対応策の対象となる買付行為

本対応策は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を適用対象とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

## 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否か、発動した対抗措置を停止するか否か等については、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、現対応策と同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）を定め、独立

委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（注4）の中から選任します。現在の独立委員会委員である独立社外取締役の斉藤邦彦氏および高橋武氏ならびに独立社外監査役の木村和俊氏は、本対応策への更新後も引き続き独立委員会委員として就任予定です（略歴につきましては、別紙3をご参照ください）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動等の是非について決定することとし、発動した対抗措置の停止等の是非についても独立委員会に対し諮問し、その勧告を最大限尊重した上で決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その内容は以下のとおりです。

##### (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為の実行または提案に先立ち、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の氏名または名称および住所または所在地
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 大規模買付者の目的および事業の内容ならびに大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ⑥ 提案する大規模買付行為の概要等

当社が大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について開示します。

##### (2) 必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後5営業日以内に、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために、大規模買付者から当社取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストに従い、本必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役

会に提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、過去の買収および大規模買付行為の履歴、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無および内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびその根拠を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等
- ⑥大規模買付行為後における当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠（当社特許、ブランド等の活用施策を含みます。）
- ⑦大規模買付行為後における当社の取引先、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容
- ⑧当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行にあたり必要な手続きの内容および見込み、また大規模買付行為に対する独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行にあたり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠
- ⑩その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく手続きの迅速化を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の回答期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、当初提供していただいた本必要情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な回答期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を開示することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該本必要情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉を打ち切り、その旨を開示するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始することがあります。当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに当社株主の皆様への判断のた

めに必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

### (3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、または、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得することに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が以下の①から⑧に該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に、必要かつ相当な範囲内で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で買収行為を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で買収行為を行っている場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買収行為を行っている場合

- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で買収行為を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある場合
- ⑥大規模買付者の提案する買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、買い付ける株券等の上限の有無その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切である場合
- ⑦大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、取引先、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーとの関係を損なうこと等によって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合
- ⑧大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不相当であるため、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後すると判断される場合

なお、大規模買付行為が上記①から⑧に該当する場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限って行うものであり、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置を行うことはしないものとします。

また、上記例外的措置をとることについて判断する場合には、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4.(3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動または不発動について判断を行うものとします。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、またはその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するに当たっては、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも、本必要情報のうち重要性が低い情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものとします。

## (3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)または(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該



大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に対しその判断について諮問し、独立委員会の助言、意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどにより対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断したときには、独立委員会に対しその判断について諮問し、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後において行使期間開始日の前日までの間は、当社が無償で当該新株予約権を取得する方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 6. 本対応策による当社株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが当社株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5. のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置の発動が当社株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記5. のとおり、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合は、当社取締役会で別途定めて公告する割当期日における最終の株主名簿に記録された当社株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の当社株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、別途お知らせいたします。

なお、当社取締役会が、独立委員会に対し諮問し、その勧告を受けて、当該新株予約権の発行

の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、当社株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った当社株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

## 7. 本対応策の適用開始、有効期間、更新および廃止

現対応策から本対応策への更新は、本株主総会での当社株主の皆様のご承認により同日より発効することとし、本対応策の有効期限は本株主総会の日から3年間（2013年6月に開催される当社第100回定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本対応策の更新（一部修正した上での継続も含まれます。）については株主総会の承認を経ることとします。本対応策は、その有効期間中であっても①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本対応策の有効期間中であっても、企業価値・株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応策の変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本対応策について更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本対応策に関する法令、金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、当社株主の皆様が不利益を与えない場合には、本対応策を修正または変更する場合があります。

## IV 本対応策が基本方針に沿うものであること、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと、および当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、ならびにそれらの理由

当社取締役会は、本対応策の策定に際して、以下を考慮することにより、本対応策が基本方針に沿い、当社の株主の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### 1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（2005年5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（1 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2 事前開示・株主意思の原則、3 必要性・相当性確保の原則）を充たしています。また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明らかに認められることが必要である旨を明示する等、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008年6月30日 企業価値研究会）その他昨今の買収防衛策に関する

る議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応策は、東京証券取引所および大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

## **2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること**

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切にご判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、当社株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能とすることで、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

## **3. 株主意思を尊重するものであること**

現対応策から本対応策への更新は、本株主総会での当社株主の皆様のご承認により同日より発効することとし、本対応策の有効期間は本株主総会の日から3年間（2013年6月に開催予定の当社第100回定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本対応策の更新（一部修正した上での継続も含みます。）については株主総会の承認を経ることとしています。また、本対応策は、その有効期間中であっても株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしており、株主意思を尊重するものとなっています。

なお、当社取締役の任期は従来通り1年とし、その点でも株主意思を尊重するものとなっています。

## **4. 独立性の高い社外者の判断の重視**

本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から選任しております。本対応策に記載の対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会が対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等について勧告を行うものとします。なお、独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います（ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。）。当社取締役会は、対抗措置を講じるか否か等の判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

## **5. 合理的な客観的要件の設定**

本対応策は、合理的かつ詳細な客観的要件が充たされなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと考えます。

## **6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと**

本対応策は、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわ

ゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

**当社株式の状況 (2009年9月30日現在)**

1. 発行可能株式総数 600,000,000株

2. 発行済株式総数 181,683,909株

3. 株主数 15,992名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資の状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	16,919	9.4
明治安田生命保険相互会社	13,746	7.6
東京海上日動火災保険株式会社	13,368	7.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,727	6.5
第一三共株式会社	5,830	3.2
ジュニパー (サウジアラビア)	4,132	2.3
株式会社みずほコーポレート銀行	4,000	2.2
株式会社損害保険ジャパン	3,359	1.8
オーエム04エスエスビークライアントオムニバス (オーストラリア)	3,243	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	2,819	1.5

(注) 出資比率は、自己株式 (2,493千株) を控除して計算しています。

以 上

### 独立委員会規程の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定に当たっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会の委員略歴

### (1) 独立社外取締役 (現任)

#### ① 齊藤 邦彦

1958年3月 東京大学法学部卒業  
1958年4月 外務省入省  
1993年8月 外務事務次官  
1995年11月 駐米国特命全権大使  
2000年9月 国際協力事業団 (JICA) 総裁  
2003年1月 エフイーシー国際親善協会 (現「民間外交推進協会」(略称:FEC)) 理事長  
2007年6月 当社取締役 (現任)

#### ② 高橋 武

1968年3月 東北大学法学部卒業  
1968年4月 株富士銀行入行  
1997年6月 同 取締役検査部長  
1998年4月 同 常務取締役  
2000年6月 株整理回収機構取締役副社長  
2003年6月 芙蓉オートリース(株)取締役社長  
2007年6月 同社取締役社長退任  
2007年6月 当社取締役 (現任)

### (2) 独立社外監査役 (現任)

#### 木村 和俊

1974年9月 司法試験合格  
1975年3月 立教大学大学院修了  
1977年4月 東京弁護士会登録  
1979年4月 北・木村法律税務事務所 (現「木村綜合法律事務所」) 開設  
1994年6月 当社監査役 (現任)

上記の各独立委員会委員は、東京証券取引所および大阪証券取引所が定める独立役員の要件を充たしています。各独立委員会委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

以 上

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上